

緊急のご案内

～伊豆の国市内の中小企業経営者の皆様へ～

公庫セーフティネット災害貸付

利子補給のご案内

伊豆の国市商工会では、東日本大震災により事業活動に影響を受けた市内中小企業者経営安定を図るため、㈱日本政策金融公庫国民生活事業のセーフティネット貸付資金を平成23年4月1日以降に新規に借入れ、平成23年度中に貸付決定された中小企業者に対して、市の補助を受けて、一定の範囲で利子補給を行います。

伊豆の国市セーフティネット貸付利子補給事業（概要）

◇対象資金	㈱日本政策金融公庫国民生活事業セーフティネット貸付資金 (経営環境変化資金、金融環境変化資金、取引企業倒産対応資金)
◇受給資格	以下の条件をすべて満たしている事業所 ①市内に住所又は事業所を有する個人事業主、或いは、市内に本店又は営業所を有する法人。 ②市内において、原則として資金の借入れ日以前6箇月以上継続して同一事業を営んでいること。 ③資金の借入れ日以前において納期が到来した市税（延納又は徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。
◇補給対象 利子	① 補給対象融資について、対象年度、平成23年4月1日から24年3月31日までの期間で約定どおり返済されている利子で、下記、計算された利子。 ②利子補給期間は借入日より2年間です。
◇利子補給 期間	第1回目の返済日から2年以内とする。年度の遡及請求はできません。
◇利子補給率	公庫基準利率の2分の1（借入時）

(お問い合わせ・お申し込みは)
伊豆の国市商工会 本所 電話 055-949-3090